

## 平成31年度の地域包括支援センター業務について

### 1 現状と課題

- ・高齢者人口の増加に伴い、地域包括支援センター（以下「センター」という。）が高齢者本人やその家族の相談・支援等に関わる件数は年々増加している。
- ・介護予防ケアマネジメント業務の増加がセンター職員の大きな負担となっており、介護予防ケアマネジメントのほか、総合相談や権利擁護等を含めた全てのセンター業務に各センターの職員が適切かつ十分に関与できていない状況であることが浮彫となった。
- ・介護予防ケアマネジメント業務の負担軽減がセンター運営における優先解決課題となっている。

【センター職員によるケアプラン業務の現状（アンケート調査の結果から）】

(1) ケアプラン受持ち人数	<u>47.3人</u> / 職員1人あたりの平均値
(2) ケアプラン受持ち人数の最大数	<u>61.2人</u> / 職員1人あたりの平均値
(3) ケアプラン受持ち人数の最小数	<u>33.2人</u> / 職員1人あたりの平均値
(4) 担当業務全体に占めるプラン作成業務の割合	<u>45%</u> / 職員1人あたりの平均値
(5) 介護予防ケアマネジメント業務と総合相談業務等を両立させるためのケアプラン受持ち人数の上限数	<u>25人</u> / 職員1人あたりの平均値

### 2 今後の対応方針

センターは、地域包括ケアシステムや地域共生社会の中核的機関であるため、センターが担う役割は今後さらに増大していくと予測される。市ではセンターの業務量と役割に応じた適切な運営体制を確保するなど、財政的な支援も視野に入れたセンターの体制や機能の強化を図っていく必要がある。

### 3 平成31年度の地域包括支援センター業務（案）

- (1) 1人のセンター職員が受持つことができるケアプランの上限数を設定する。

**効果**

- ・ケアプラン業務の過剰が解消され、職員1人あたりの業務量が適正化される。
- ・業務軽減分をこれまで関与できなかった業務や新規業務に充てることで、支援体制の強化を図ることができる。

- (2) 1センターあたりの上限数を超えたケアプラン作成業務に対し、作成件数の実績に応じた委託料を上乘せする。

**効果**

- ・ケアプラン専従職員の新規雇用など、体制構築のための原資（の一部）となる。

※平成31年度の地域包括支援センター業務案は予算が伴うため、現時点で示す内容はあくまでも案となります。